



「調査研究」の意義と今後の課題

学長 若井彌一

この度、平成22～23年度の文部科学省先導的大学改革推進委託事業として取り組みが行われてきた「教科専門と教科教育を架橋する教育研究領域に関する調査研究」の成果が報告書としてまとめられることになった。この調査研究に携わって御尽力いただいた三大学の総勢51名に及ぶ教員等（上越教育大学20名（担当副学長を含む。以下同じ。）鳴門教育大学19名、兵庫教育大学12名）の御苦労と訪問調査やシンポジウムなどで御協力いただいた関係各位に対して、心から謝意を表したい。

謝意を表する機会を活用して、この「調査研究」に関連して、いくつかのことを述べておきたい。

1. 「開放制」原則の維持と改革動向

我が国の学校教員の養成は、制度的には「開放制」と称されるものであり、約800にも達する数多くの大学・短期大学が関わる形で行われてきている。そして、「大学における教員養成」の在り方については、最近の動きに限ってみれば、平成18年7月11日の中央教育審議会の答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」において、次のように問題提起されたところである。

「『大学における教員養成』及び『開放制の教員養成』の原則は、今後とも、尊重する必要があるが、今日的課題等に適切に対応するためには、いま一度これらの原則の理念を明確にするとともに、現在我が国の教員養成の大きな転換期を捉え、必要な改革を果斷に進めていくことが重要である。

その上で、教員養成・免許制度については、以下の2つの方向で改革を進めることが適当である。

- ① 大学の教職課程を、教員として最小限必要な資質能力を確実に身に付けさせるものへ。
- ② 教員免許状を、教職生活の全体を通じて、教員として最小限必要な資質能力を確実に保証するものへ。」

(答申のI. 教員養成・免許制度の改革の基本的な考え方 5. 教員養成・免許制度の改革の方向)

このような問題提起（改革の必要性提起）を行った後、答申では、①と②について、より具体的な改革の方向性あるいは改革構想として、ア)教職課程の質的水準の向上～学部段階で教員として必要な資質能力を確実に身に付けさせる、イ)教職大学院制度の創設、ウ)教員免許更新制の導入を提案している。そして、ア)については、更に具体的に、「教職課程の中に、新たな必修科目（『教職実践演習（仮称）』）を設定することが適当である」と提案し、これらア)～ウ)のいずれも、実施の方向で動いてきた。そして、この『教職実践演習』については、平成25年度からの本実施を前に各大学では既に試行が行われている。

2. 「教科に関する科目」の教育内容の見直しが課題

それでは、上記の中教審答申での提案事項の実施で、教員養成の改革は、終了または完成ということになるか。無論、そう簡単ではない。もっと、大きな取り組み課題として、教員養成の課程（「教職課程」）において、大きなウエイトを占めている「教科に関する科目」、「教職に関する科目」の内容とその指導体制の見直しがある。

今回の「先導的改革」の課題として、「調査研究」で取組（検討）が行われたのは、主に「教科に関する科目」である。

「教職に関する科目」に関しては、昭和50年代以降の中学校、高等学校さらには小学校までも拡大しての「生徒指導上の諸問題」の深刻化との関連で、「大学における教員養成」の在り方も問われることとなり、生徒指導関連科目を中心とする「教職に関する科目」の見直しが行われ、教育職員免許法及び同法施行規則の一部改正が行われてきたところである（その内容について、詳しくは、『新教育職員免許誌と教員養成・研修』『教職研修』創刊200号記念臨時増刊号、教育開発研究所、1989（平成元）年12月。また、その後の主

な改革動向については、『教員の養成・免許・採用・研修』教育開発研究所、2008（平成20）年を参照いただければ幸いである）。

この改革以降、「大学における教員養成」に対しては、期待も込めて、教育界の様々な団体・組織から「教職」を研究する人々まで広範な要望・意見・批判が表明されてきた。平成18年の中教審答申は、このような背景の下、国の教員養成政策側の意向を踏まえて、教員養成と教員免許の双方を視野に入れて、改革提言を行ったものと捉えることができる。

18年答申では上記において指摘したように、教職課程の全体的（全般的）見直しが提起されたのであったが、答申を一読すれば分かるように、「教科に関する科目」についての踏み込んだ改革提言は見られない。しかし、小・中・高等学校等において、多くを占めるのは各教科等の時間であり、教員の「教育」活動も、各教科等の指導を大きな柱として展開されている。したがって、「教師の指導力向上」とか、「教師の実践力強化」と言う場合、堅実な改善・改革の道筋を歩むためには、教員養成の課程における「教科に関する科目」の在り方を、教師の教育活動（実践）との関わりを強く意識または配慮しつつ、検討し、何が必要とされているかを整理し、改善、改革方途を探ることが不可欠の課題である。

この度の「調査研究」は、期間的にも制限されたものであったことから、この報告書をもって、理論的考察（検討）は全て完了したと豪語する訳にはいかない。そうではなく、全国的な組織を通じて、本格的には検討されては来なかった部分に、「大学における教員養成」の全体的改善という観点、より端的に言えば、「教師力の向上・改善」という観点から光を当ててみて、より効果的な「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の関連性あるいは統合・再編の在り方を探ろうとする、文字通り「先導的」な試みの一つである。「教科に関する科目」を担当してきた、あるいは、現に担当されている各大学等の教員が、それぞれ個人的に可能な範囲で多様な授業展開の工夫を試みられてきた（いる）ことは、詳細に及んで詮索するまでもなかろう。しかし、問われているのは、そのような個々の担当者の、言わば自分の担当授業の教材研究の現状と言うよりも、大学における教職課程を構成する科目群としての「教科に関する科目」の在り方についての原理的な問い合わせを含む広範囲のものである。

「小・中学校等の教師に求められている教科指導力が、十分に身につけられているか」という問い合わせに対して、指導のテクニックやスキルの重視にとどまらず、各教科の学問的構造や特徴を相当程度理解した上で、しかも、学習指導要領で掲げている指導内容について、理論的に相対化できる高度なレベルでの理解に基づいて授業ができる力（専門的力量）を付けるためには、どのような改善努力が必要か。当然のことながらこれまで日本教育大学協会で長年に及んで取り組みを進めてきた、「教科教育学」や「教育実習」の知見や成果も踏まえつつ、教科専門と教科教育の内容の整理・見直しも必要かと思われる。

今回の「調査研究」の取り組みが一つの契機となり、各大学や全国的組織において、息の長い取り組みを進めていくに当たっての踏み石となれば幸いである。本「調査研究」は、あくまでも「先導的」な研究の一つの試みではあるが、現段階としては、我が国の大規模における教員養成の新たな水準を開拓するべく、最大限の努力を重ねたつもりである。あらためて、この「調査研究」に御協力、御尽力下さった先生方に深甚の敬意を表したい。

3. 本報告の作成・公表についてのお願い

以上述べてきたところから、各大学等におかれでは、この報告書で述べていることを不動の指導書としてではなく、反対に、一面的な批判の対象としてでもなく、各大学における教員養成の改善・改革の参考または一助として活用していただくことができればと切望する。

報告書の作成に当たっては、教員養成に携わっている関係大学や関係者の皆様のこれまでの取り組みが直接・間接に参考され、生かされていることは、断るまでもない。最終報告に至る過程でいただいた執筆内容（記述表現）の一部についての貴重な教訓とすべき御指摘を踏まえ、その後、軽率な論述によって関係機関や関係者に失礼のないように可能な限り全体の目配りに努めたつもりではある。もし、そのような誤解を招く論述が見られたならば、この国の大規模における教員養成（大学院における取り組みも含む）の発展のため、忌憚なく御指摘の上、是非とも建設的な御教示をいただきたくお願いする次第である。